

「業務改善助成金」申請フローチャート

申請書を提出する前にはまずご相談ください

※ [] : 申請者において行うこと

※雇用環境・均等室

電話(099)223-8239

事前相談 (電話 or 申請書の事前提出等による)

※鹿児島労働局HPより「**業務改善の状況**」をダウンロードしFAX等で送付ください。

STEP 1 助成金交付申請

『交付申請書』 正式提出

※『生産性要件』については、必須ではありません。
(生産性要件を満たす場合は、助成率が変わります)

※交付申請から交付決定まで約1か月程度かかりますので、事業の実施時期等に気を付けてください。

※賃金引上げは、**交付申請書が受理**されてから行ってください。

申請書審査

交付決定通知

(原則1か月以内)

不交付決定通知

取下げ

(交付決定の通知を受けた日から15日以内)

事業計画の変更

事業計画変更申請

審査

承認通知

事業中止・廃止

事業中止・廃止承認申請

承認通知

※事前中止や計画変更の際は別途手続きが必要です。

◎事業の実施

◎賃金引上げ

※事業の実施(発注や契約等)は、**交付決定を受けた後**でなければなりません。

事業完了の遅れ

事業完了予定期日変更報告

STEP 2 実績報告

『事業実績報告書』 提出

報告期限:

当該事業完了日から1か月経過日又は平成30年4月10日のいずれか早い日まで

実績報告書審査

交付額確定通知

(原則20日以内)

STEP 3 助成金支払請求

『助成金支払請求書』 提出

助成金の支払

STEP 4 状況報告(賃金状況)

『賃金状況報告』 提出

(報告期限)

交付決定日が...

交付決定日が9月30日以前

翌年度の4月30日まで

交付決定日が10月1日以降

交付決定後6か月経過した日から1か月以内